

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

証書番号

—

所轄税務署長等	公的年金等の 支払者の名称	都道府県議会議員共済会	(フリガナ)	あなたの生年月日		明・大・昭 平・令		年 月 日	
麴町 税務署長	公的年金等の 支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた公的年金等の支払者が記載してください。	あなたの氏名	世帯主の氏名					
	5010005002580		あなたの個人番号	あなたとの続柄					
市区町村長	公的年金等の 支払者の所在地	東京都千代田区平河町2丁目6番3号	あなたの住所 又は居所	(郵便番号 -)			配偶者の 有無	有・無	



区 分 等	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号		老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭32.1.1以前生)	令和8年中の所得の見積額		住 所 又 は 居 所	
		あなたとの続柄	生 年 月 日		特定扶養親族又は特定親族 (平16.1.2生～平20.1.1生)	非 居 住 者 で あ る 親 族 (注1)		
A 源泉控除 対象配偶者						円		
		明・大 昭・平	・	・		(該当する場合は○印を付けてください。)		
B 源泉控除 対象親族 (16歳以上) (平23.1.1以前生)						円		
			明・大 昭・平	・	・	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者 ☐ 留学 ☐ 38万円以上の支払
								円
			明・大 昭・平	・	・	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者 ☐ 留学 ☐ 38万円以上の支払
								円
			明・大 昭・平	・	・	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者 ☐ 留学 ☐ 38万円以上の支払
C 障害者、寡婦 又はひとり親	☐ 障害者	該当者 区分	本 人	同 一 生 計 者 配 偶 者	扶 養 親 族 (注2)	☐ 寡 婦 ☐ ひ と り 親	障 害 者 の 内 容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の7をお読みください。)	
		一般の障害者			(人)			
		特別障害者			(人)			
		同居特別障害者			(人)			
		上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記載してください。					※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。 (注) 1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。 2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。	
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏 名	あなたと の 続 柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所		控 除 を 受 け る 他 の 所 得 者		
			明・大・昭 平・令	・	・	氏 名	あなたと の 続 柄	住 所 又 は 居 所
			明・大・昭 平・令	・	・			

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出する公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の 扶養親族 (平23.1.2以後生)	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	あなたと の 続 柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	控除対象外国扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和8年中の 所得の見積額(※)	※ 「令和8年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。	
				平・令			円		
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族 ・特定親族	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	あなたと の 続 柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	障害者 区 分	非 居 住 者 で あ る 親 族 (該当する項目にチェックを付けてください。)	令和8年中の 所得の見積額(※)	寡 婦 又 は ひ と り 親 ☐ 寡 婦 ☐ ひ と り 親
				明・大・昭 平・令		☐ 一般 ☐ 特別	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者 ☐ 留学 ☐ 38万円以上の支払	円	

1 申告についてのご注意

この申告書は、次の区分に応じて一定金額以上の公的年金等の支払を受ける人（受給者）が、障害者や源泉控除対象配偶者などを対象とする人的控除を受けようとする場合に、令和8年の最初の公的年金等の支払を受ける日の前日までに、公的年金等の支払者に提出してください。

受給者の区分	令和8年中の公的年金等の見積収入金額
年齢65歳以上の人 (昭和37年1月1日以前生)	205万円以上（次に掲げる年金については127万円以上） イ 独立行政法人農業者年金基金から支給される農業者高齢年金 ロ 国民年金基金又は国民年金基金連合会から支給される年金 ハ 厚生年金基金又は企業年金連合会から支給される高齢年金給付 ニ 国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から支給される退職共済年金、退職年金、旧職域加算年金給付及び所得税法施行規則で定める一定の年金
年齢65歳未満の人 (昭和37年1月2日以後生)	155万円以上

- (注) 1 次に掲げる公的年金等の支払を受ける人については、上記の表にかかわらず、この申告書を提出することはできません。
イ 確定給付企業年金、特定退職金共済制度に基づく年金
ロ 外国の制度に基づく年金
ハ 中小企業退職金共済制度に基づく分割退職金
ニ 小規模企業共済制度の共済契約に基づく分割共済
ホ 適格退職年金
ヘ 平成25年厚生年金等改正法附則又は改正前の確定給付企業年金法の規定に基づく一定の年金
ト 確定拠出年金の老齢給付金として支給される年金
チ 石炭鉱業者年金
リ 過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金（廃止前の国会議員互助年金法に規定する普通退職年金等及び地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする年金を除きます。）
2 受給者の年齢については、令和8年12月31日現在で判定します。
3 令和8年中の公的年金等の見積収入金額については、令和8年において最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況によります。
4 人的控除を受けない人や令和8年中の公的年金等の見積収入金額が上記の表の金額未満の人は、「住民税に関する事項」欄に記載する事項がある場合を除き、この申告書を提出する必要はありません。

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、公的年金等の支払者に確認してください。
(2) 「公的年金等の支払者の法人番号」欄には、この申告書を受理した公的年金等の支払者が、公的年金等の支払者の法人番号を記載してください。
(3) 源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
(4) 源泉控除対象親族が老人扶養親族である場合には、「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
また、源泉控除対象親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族又は特定親族」欄の「特定扶養親族」に、特定親族である場合には、同欄の「特定親族」にチェックを付けてください。
(5) 源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
また、源泉控除対象親族が非居住者である場合には、次のとおり、「非居住者である親族」欄の該当する項目にチェックを付けてください。
イ その親族の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合 …「16歳以上30歳未満又は70歳以上」
ロ その親族の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす（下記4⑥ロイに該当する人）である場合 …「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目（2以上の項目に該当する場合はいずれか1つ）
(注) 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。
なお、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けようとする場合の手続等の詳細は、国税庁ホームページの「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。
(6) 「令和8年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記載してください。所得の種類が公的年金等に係る雑所得である場合には、収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額が公的年金等に係る雑所得の金額となります。
受給者の区分及び公的年金等の収入金額に応じた公的年金等控除額は次のとおりです。（公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額が1,000万円を超える場合については、公的年金等控除額が異なりますのでご注意ください。）

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
年齢65歳以上の人 (昭和37年1月1日以前生)	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円
年齢65歳未満の人 (昭和37年1月2日以後生)	1,000万円超	195万5,000円
	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円

- なお、「令和8年中の所得の見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。
(7) 「障害者の内容」欄には、次の事項を記載してください(注)。
「障害者の状態又は交付を受けている手帳など」と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、マイナンバー（個人番号）(注2)、住所又は居所、生年月日、あなたとの統制、令和8年中の所得の見積額及び非居住者である場合にはその旨（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「源泉控除対象親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。）
(注) 1 寡婦又はひとり親のみに該当する人については、この欄の記載を要しません。
2 一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、公的年金等の支払者に確認してください。
(8) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等（控除対象配偶者、障害者である同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、障害者である扶養親族又は特定親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。

- (9) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下(9)において同じです。）の支払を受ける配偶者（所得の見積金額が95万円以下である人に限ります。）、扶養親族又は特定親族（所得の見積金額が85万円以下である人に限ります。）を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含まないこととされています。）。また、「控除対象外国扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄に記載した場合には、下記3の（注）1及び2の確認書類並びに送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- 「A」～「C」欄に記載した親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」(注1,3)をこの申告書に添付してください。また、その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、その親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」(注2,3)もこの申告書に添付してください。
(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。
① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の族券（パスポート）の写し
② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）
2 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。
① 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し
② 外国における在留カードに相当する書類の写し
3 「親族関係書類」又は「留学ビザ等書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。

4 扶養親族等の範囲

- 【①同一生計配偶者】 受給者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人
【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和8年中の所得の見積額が1,000万円以下である受給者の配偶者
【③老人控除対象配偶者】 ②の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人）
(注) この申告書の「老人控除対象配偶者」欄に記載するのは、源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合に限られます。
【④源泉控除対象配偶者】 受給者（令和8年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が160万円以下）の人
(注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
【⑤扶養親族】 受給者と生計を一にする親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子及び老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円以下の人
【⑥控除対象扶養親族】 ⑤の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人
イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成23年1月1日以前に生まれた人）
ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人（平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人）
(ロ) 年齢70歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人）
(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」
【⑦特定扶養親族】 ⑥の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人）
【⑧老人扶養親族】 ⑥の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人）
【⑨特定親族】 受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人）の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円超123万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円超188万円以下）の人
【⑩源泉控除対象親族】 ⑥の控除対象扶養親族又は⑨の特定親族のうち令和8年中の所得の見積額が85万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下）の人のいずれかに該当する人
(注) 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
【⑪障害者（特別障害者）】 受給者本人又はその①の同一生計配偶者や⑤の扶養親族で、次のいずれかに該当する人
イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人 ……全て特別障害者になります。
ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人 ……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ……このうち、障害等級が1級の人 は、特別障害者になります。
ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人 ……このうち、障害の程度が1級又は2級の人 は、特別障害者になります。
ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人 ……全て特別障害者になります。
ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 ……全て特別障害者になります。
チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和37年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人 ……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
【⑫同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は⑤の扶養親族のうち特別障害者で、受給者、その配偶者又は受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
【⑬寡婦】 受給者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和8年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その受給者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人（⑭のひとり親に該当する人を除きます。）
イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、⑤の扶養親族を有する人
ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人
【⑭ひとり親】 受給者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和8年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その受給者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人
イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人
ロ その受給者と生計を一にする人（他の人の①の同一生計配偶者又は⑤の扶養親族とされている者を除き、令和8年中の総所得金額等の見積額が58万円以下の子に限ります。）を有する人